

障がいをお持ちの方へ ～福祉制度に関するお知らせ～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

町では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、さまざまな福祉制度による支援を行っています。



【町が実施している福祉制度による支援と対象者等】

サービス名	サービスの内容	利用する際の条件等
タクシー利用 料金助成 (タクシー券交付)	在宅生活支援としてタクシー利用料金の助成を行います。 ◎880円分(上限)の乗車券を交付 (申請月から年度末までの月数×3枚 最大12ヵ月分・36枚) *利用範囲は諏訪圏域6市町村内にあるタクシー会社です。	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1、A2、B1 精神障害者保健福祉手帳 1・2級 *自動車税の減免を受けている方は対象外
手話通訳者等派遣	聴覚障がいをお持ちの方等の日常生活上必要な情報提供、コミュニケーションの支援を行います。 ◎派遣範囲：・生命及び健康管理に関すること ・権利・就労・教育に関すること等 ◎自己負担：無料	聴覚障がい者等 ◎申請手続:原則として、利用の7日前までに申請書を提出してください。(緊急の場合を除く)
日常生活用具の 給付	在宅の身体障害者手帳等をお持ちの方に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。 *購入前に必ず担当にご相談ください。(申請書、見積書等が必要となります。) ◎自己負担：原則1割(基準額を超えた額は自己負担となります。)	・日常生活用具の種類により対象となる要件が異なります。係にご相談ください。
移動支援	障がいのある方が社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ヘルパーによる移動の介助や見守り等の支援を行います。 ◎利用可能時間：上限25時間/月 ◎自己負担：1割(町民税非課税、生活保護世帯は無料)	・障がい者手帳を持っている方 ・通学・通勤・営業活動及び通年かつ長期にわたる外出時の支援などは除く
タイムケア	家庭において、障がいのある方等を一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等で介護や創作的活動などの機会を提供します。 ◎利用可能時間：年300時間以内 ◎自己負担：無料(食費等の実費は、自己負担)	・利用登録等の申請をしてください。(申請は毎年度必要です)
自動車改造費の 助成	身体障がいのある方の社会生活の促進をするために自動車の手動装置等の一部の改造費用を助成 ◎補助額：最高10万円	障がい者ご本人が所有・運転する車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方。 (所得要件あり)
重度心身障害者 福祉年金	在宅で生活される重度の障がいをお持ちの方に年金を支給 ◎支給金額：月額 2,500円 *年3回(7月、11月、3月)に4ヵ月分を支給	◎対象者 特別児童扶養手当受給者 国民年金法別表1級9・10・11号該当者 身体障害者手帳1級の方 *施設に入所している、一時的に当町に居住されている方には支給されません。

● 申請方法についてはお問い合わせください。